

藤沢市テニス協会入会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、藤沢市テニス協会（以下、「本協会」という。）会則第21条に基づき、入会しようとする者に関し、必要な事項を定めるものとする。

(新規入会)

第2条 本協会に新たに入会しようとする者は、次の書類を提出し、本協会理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 新規加盟登録申請書
- (2) 会員名簿（クラブ及びスクールは除く。）
- (3) 規約又は会則（サークルに限る。）
- (4) その他、本協会が必要とするもの。

(入会承認基準)

第3条 本協会への入会を承認する基準は、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 本協会加盟団体の二つ以上の団体の代表者からの推薦があること
- (2) 総会及び理事会には必ず出席することを承諾すること
- (3) 本協会主催大会に、1回以上役員協力者として参加することを承諾すること
- (4) 本協会が主催する事業「テニス人の集い」、「競技役員指導者講習会」、「テニスカンプ」又は「テニスの日フェスタ」のうち、少なくとも二つ以上の事業に参加することを承諾すること

附 則

この規程は、平成22年9月4日から施行する。

平成24年11月11日一部改正